

運転免許証を自主的に返納できます

「運転に不安を感じる」「もう運転はしない」という人は、運転免許証を自主的に返納できます。

返納手続きは無料です。桐生交通安全協会（清瀬町）または桐生警察署大間々分庁舎（みどり市）で、本人が有効期間内の運転免許証を持参し、手続きを行ってください。

返納後に運転経歴証明書の発行を希望する場合は、交付手数料1000円が必要ですが、ただし、市内に住所がある65歳以上の人は、交付手数料を市と桐生交通安全協会が負

担するため無料です。

運転経歴証明書とは、運転免許証と同一サイズのカード型の証明書で、本人確認書類として用いることができます。有効期間の記載はなく、更新の必要ありません。

また、運転免許証を自主返納された人への支援として、希望者には1年分のおりひめバスの定期券または新里町・黒保根町デマンドタクシー回数券が交付されます。

問い合わせは、安全安心課安全推進係（☎内線465）へ。

きりゅう暮らし応援事業（住宅取得応援助成）申請期間を延長します 3月30日（金）まで

市内に住宅を取得し、5年以上定住する人へ補助金を交付する「きりゅう暮らし応援事業（住宅取得応援助成）」の申請期間を3月30日（金）まで延長します。

申請場所＝建築住宅課（市役所4階）

受付時間＝午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）

問い合わせは、建築住宅課住宅係（☎内線632・633）へ。

おりひめバス

新桐生駅～桐生女子高線のダイヤを改正します 4月1日（日）から

平成29年4月に改正された東武鉄道の運行に合わせ、4月1日から、おりひめバス新桐生駅～桐生女子高線のダイヤを一部変更します。

なお、他の路線についての変更はありません。

問い合わせは、広域連携推進室広域連携推進担当（☎内線387）へ。

新桐生駅～桐生女子高線改正後の時刻

●下り

	6便	8便	10便	11便	14便
新桐生駅発	9:34	10:37	12:21	13:21	15:41
桐生駅北口◇	9:44	10:47	12:31	13:31	-
桐生女子高前◇	9:56	10:59	12:43	13:43	16:01
上菱団地着	10:02	11:05	12:49	13:49	-

●上り

	6便	8便	10便	11便	14便
上菱団地発	10:04	11:07	12:51	13:51	-
桐生女子高前◇	10:06	11:09	12:53	13:53	16:04
桐生駅北口◇	10:16	11:19	13:03	14:03	-
新桐生駅着	10:32	11:35	13:19	14:19	16:24

水道管の修繕費負担にご理解を

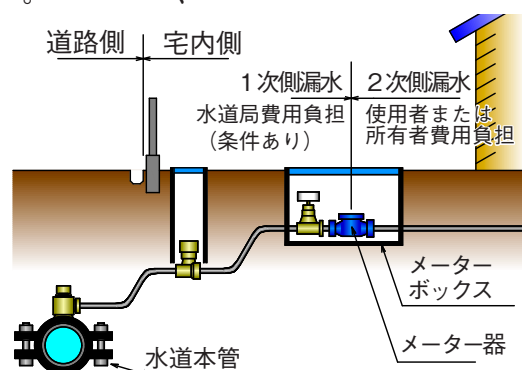
メーター器より道路側の漏水を1次側漏水といい、修繕については水道局で負担します。ただし、宅地内のコンクリート、構造物、芝生、植木、庭石などの復旧や管の布設替えは使用者または所有者の負担になります。

また、漏水箇所が建物の地下であるなど状況によっては水道局で対応が出来ない場合があります。

メーター器より宅内側の漏水については、2次側漏水といい、この修繕は使用者または所有者の負担になりますので、水道工事店へ依頼してください。

水道工事店は、水道局工務課へお問い合わせいただくか、市ホームページで一覧をご覧ください。

問い合わせは、水道局工務課給水係（☎内線331）へ。



下水道受益者負担金（分担金）の 納入にご協力を

図面の閲覧

新たに下水道が使えるようになる区域と下水道事業受益者負担金（分担金）を納入していただく区域の図面を見ることが出来ます。

対象区域Ⅱ左表のとおりです。
期間Ⅱ4月2日（月）から（土、日、祝日を除く）
場所Ⅱ下水道課（市役所2階）

受益者負担金（分担金）

下水道の整備は、多額の資

金が必要となるため、国や県からの補助金や市の借入金のほか、受益者負担金（分担金）で費用をまかなっています。

受益者負担金とは、下水道が整備された区域内の土地を所有する皆さんから事業費の一部を負担していただくものです。

その土地に対する負担は一度限りです。なお、受益者負担金は、対象区域すべての土地が対象になりますが、固定資産税上の地目により猶予期

下水道が使えるようになる区域

- ・ 広沢町三丁目
 - ・ 相生町二・三・五丁目
 - ・ 川内町一・三・四・五丁目
 - ・ 新里町新川（下宿東）
- ※上記区域の一部です。

受益者負担金（分担金）を新たに納入していただく区域

- ・ 広沢町二・三丁目
 - ・ 相生町二・五丁目
 - ・ 川内町一・二・三・四・五丁目
 - ・ 新里町新川（下宿東）
- ※上記区域の一部です。

間があります。

また、新里町区域は、公共ます1基につき15万円の受益者負担金を負担していただきます。

対象者に 申告用紙を送付します

受益者負担金（分担金）の対象となる人には4月中旬に受益者申告用紙を郵送します。

申告用紙が送られた人は、土地の地番、地目、地積などの内容を確認し、署名、押印のうえ同封の返信用封筒で返送してください。

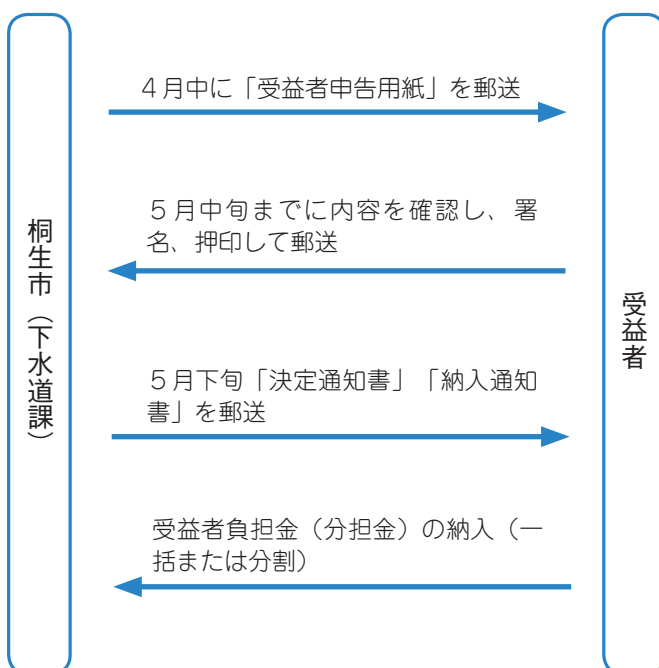
折り返し決定通知書と納入通知書をお送りします。

納入は、1年を2回に分け、受益者負担金は10回（5年間）、受益者分担金（新里町）は6回（3年間）で納入していただくことが原則ですが、一括納付もできます。

なお、初年度第1期（6月）の納期限までに一括納付される場合には、割引制度があります。

問い合わせは、水道局下水道課業務係（☎内線678）へ。

下水道事業受益者負担金（分担金）の流れ



後期高齢者医療保険料 の納付はお済みですか

後期高齢者医療保険料の納付方法は、年金からの特別徴収、口座振替、納付書による納付の3種類があります。

新たに75歳に到達した人は、年金からの特別徴収が開始されるまでの間（最長1年程度）、納付書などでの納付となります。

また、特別徴収の人でも、保険料の一部を納付書により納付する場合がありますので、該当する人には納付書が郵送されていますので、保険料の納め忘れがないか、もう一度確認をお願いします。

問い合わせは、医療保険課保険税係（☎内線274・275）へ。